

女性トイレの行列問題に関する海外調査 【概要】

※本調査は、在外公館を通じて10の国・地域を対象に実施したものであり、必ずしも網羅的なものではない。

令和8年6月

主体	国・地域	概要
中央当局	韓国 台湾	<ul style="list-style-type: none"> 韓国や台湾では、法律・建築規則に基づき、公衆トイレや建築物における設置基準が明確に定められている。 韓国では公衆トイレ法により女性用大便器数を男性用大・小便器の合計以上とすることが定められている。 台湾では建築技術規則により、建築物の種類により個数を定めている。
	スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 性別ごとの具体的な便器数基準は設けられておらず、労働環境規則によりトイレ設置義務が定められている。
	フランス	<ul style="list-style-type: none"> 労働法典で職場においては従業員数に応じて、便器数の規定も含めた男女別トイレ設置を義務づけている。
州・自治体	アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 州ごとに国際配管規則(IPC)、統一配管規定(UPC)等の配管規定(Plumbing Code)を採用。
	カナダ イギリス ドイツ オーストリア イタリア	<ul style="list-style-type: none"> 国レベルで策定されたモデル基準を基に、各州（各構成国）が独自の法律（建築基準）を策定。
	フランス	<ul style="list-style-type: none"> 公共空間のトイレについては、公衆衛生法典に基づき県知事が公衆衛生上の規則を定めなければならない。

- 男性便器数と女性便器数のそれぞれの数を規定した基準等の事例も存在。

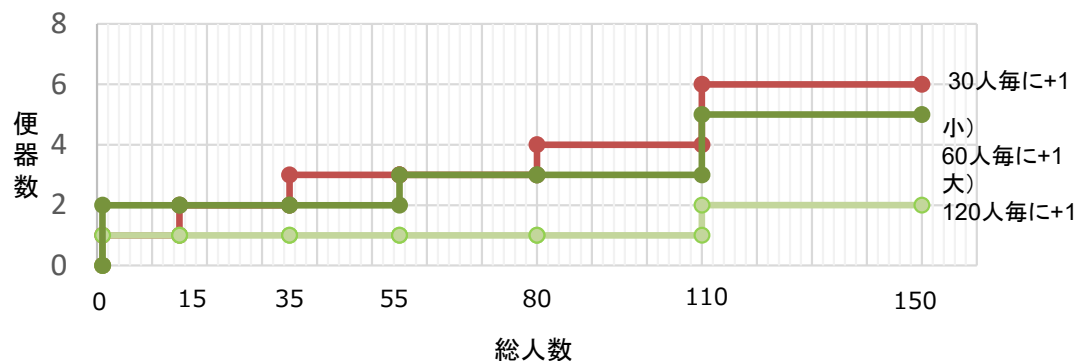
基準等・策定主体	基準等の内容・考え方
韓国「公衆トイレ等に関する法律」（2004施行、2021改訂）	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用大便器数は、男性用大・小便器数の合計以上になるように設置すること。 ・大統領令で定める場所・施設※の場合、女性用大便器数は、男性用大・小便器数の1.5倍以上になるように設置すること。 ※ 公演場、観覧場、展示場、野外音楽堂、野外劇場、公園、遊園地、観光地に付随する施設として収容人数が1千人以上の施設、高速国道に設置された休憩施設として年平均1日片道交通量が5万台以上の高速国道区間に設置された休憩施設。 <ul style="list-style-type: none"> ・基準の適用に関しては、法律の施行前に設置され、基準に適合しないトイレの管理者等は、施行後1年以内に基準に適合する施設設置計画を行政に提出することとされていた。
台湾「建築技術規則建築設備編」（2006）	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅・集合住宅」、「小学校・中学校」、「その他の学校」、「一般事務所」、「工場・倉庫」、「寮」、「劇場・演芸場・集会場・映画館・カラオケ」、「駅・空港の待合室」、「その他の公共用建物」の9区分について、原則としてそれぞれ各区分ごとに定められた個数が設置されていること。（駅や空港等では女性の方が多い規定となっている。詳細は次ページ参照）
フランス「労働法典」	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所において、少なくとも20人の男性につき1個の大便器と1個の小便器、20人の女性につき2個の大便器が設置されていること。
アメリカ・メリーランド州「メリーランド州法典」	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、女性用便器数が男性用便器数以上になるように設置すること。
ドイツ「モデル集会施設条例」	<ul style="list-style-type: none"> ・各州が規定整備する際の参考資料として、ARGEBAU（各州の建設担当大臣による作業部会）がモデル的ガイドラインを策定しており、集会施設※について来場者数に基づいた便器の設置数の目安が示されている。（男性用大・小便器数の合計と女性大便器数が同数と規定されている。詳細は次ページ参照） ※ 映画館、劇場、アリーナ、コンサートホール、スポーツスタジアムなどの多数の来場者が見込まれる施設

■ 台湾「建築技術規則建築設備編」

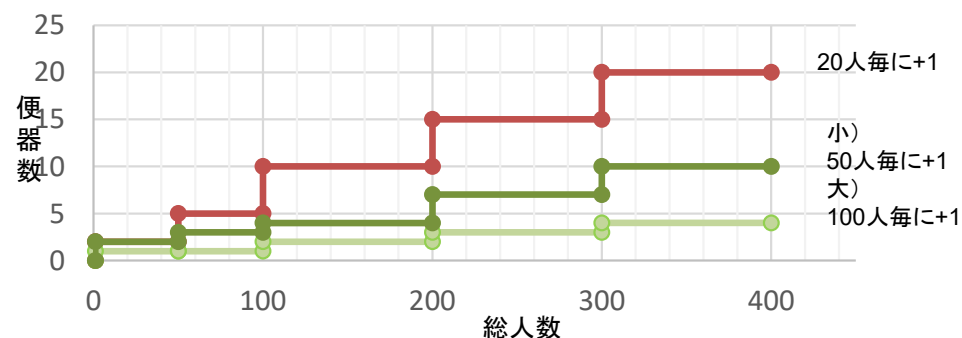
※一部施設のみ抜粋 ※男女比は1：1と仮定されている。

凡例：●女大 ●男大 ●男女+小

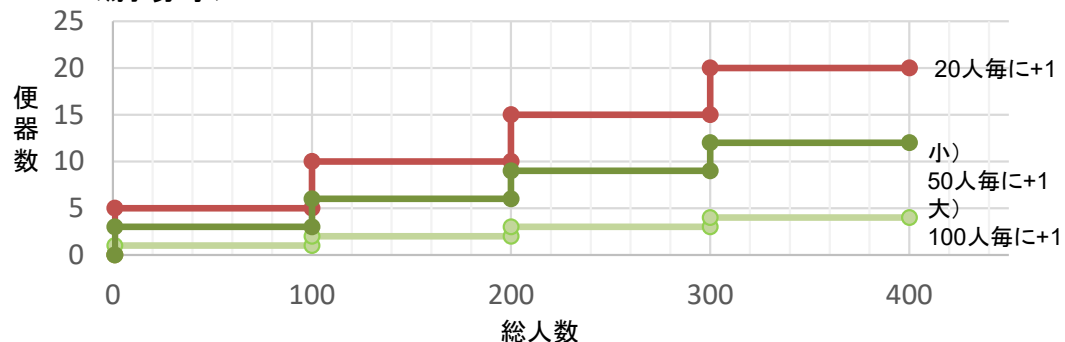
<事務所>



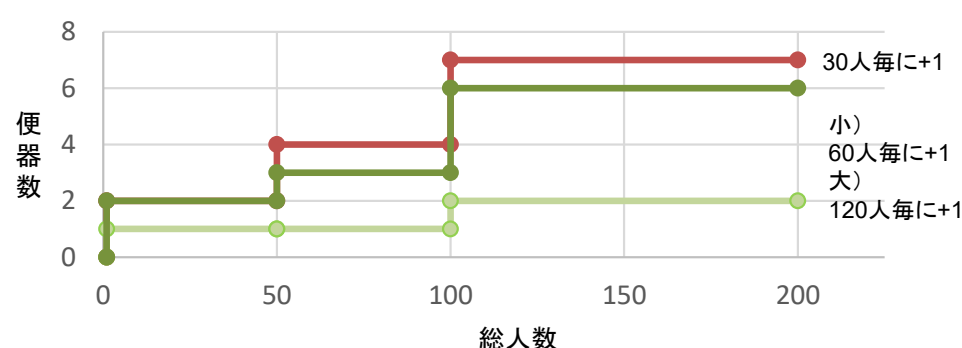
<駅・空港>



<劇場等>



<その他の公共用建物>



■ ドイツ「モデル集会施設条例」

建物用途	来場者数	男性大	男性小	女性大
集会施設	～100人まで	1	2	3
	100人超	100人ごとに 0.4個追加	100人ごとに 0.8個追加	100人ごとに 1.2個追加
	1,000人超	100人ごとに 0.3個追加	100人ごとに 0.6個追加	100人ごとに 0.9個追加
	20,000人超	100人ごとに 0.2個追加	100人ごとに 0.4個追加	100人ごとに 0.6個追加

※個数は切り上げで計算することとなる。

3. 行列問題の認識とその対応

認識	国・地域	概要
対処済	韓国 台湾	<ul style="list-style-type: none"> 韓国では、2008年に男女トイレ比率基準を規定以降、休暇期等を除き恒常的な女性用トイレ不足は生じていないと認識されている。 台湾では、2006年の基準改正後、新施設を中心に待機時間の改善がみられ、近年は大きな社会問題とはなっていない
問題として認識	米国 カナダ イギリス ドイツ スウェーデン フランス	<ul style="list-style-type: none"> 米国、カナダ、イギリス、ドイツ、スウェーデンでは、女性用トイレの行列問題は一定程度認識されている。特に米国では過去の男性中心設計、イギリスでは、男女同数設計が女性側不足につながっているとの指摘、ドイツでは利用時間差や小便器構造の差、スウェーデンでは劇場等の築古施設での発生が指摘されている。 フランスでは、鉄道駅等において女性用トイレの行列が長くなる傾向が認識されているもの、国家的課題としての位置づけには至っていない。
未発生	オーストリア	<ul style="list-style-type: none"> 恒常的な不足は発生しておらず、イベント時等の一時的混雑の対応が中心となる。

イタリアについては、明確な情報は確認されていない。

各国の対応（補助制度含む）

- 韓国では、**公衆トイレ法による男女便器比率基準の導入**により対応している。法律に基づき、男女便器比率やバリアフリー対応等を含む改修に対して国・自治体が費用の一部を補助している。
- 台湾では、**2006年の基準改正を踏まえ、既存施設も含めた改修**が進められている。
- 米国では、州レベルで**女性用トイレの増設や基準見直し**が進められている。
- カナダでは、建設・運輸分野等において**女性専用トイレ設置義務化**などの対応がみられる。
- イギリスでは、女性用小便器導入事例等がみられる。
- ドイツでは、女性用小便器の実証導入や、公衆トイレ整備・維持管理改善の必要性が指摘されている。
- スウェーデンでは、公共トイレ案内アプリの導入等が進められている。
- フランスでは、鉄道分野で男性用トイレを女性用・共用へ転用する取組や、大規模イベントにおける仮設女性用設備の導入が行われている。
- オーストリアでは、**女性用トイレの増設計画**が進められている。